

○奈良県警察柔、剣道段級審査規程（昭和34年12月20日本部訓令第17号）

[沿革] 平成8年12月本部訓令第22号、19年4月第13号、26年5月第14号、27年10月第12号改正

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、逮捕術の基礎として行う柔道及び剣道（以下「柔、剣道」という。）の修練の成果を査定し、実力に適合した資格を附与することを目的とする。

（審査の範囲）

第2条 昇段及び昇級の審査（以下「段級審査」という。）は、柔、剣道ごとに初段から5段までの各段及び5級以上1級までの各級について行うものとする。

（段級位の表示）

第3条 段級位の表示は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-----|---|---|------|---|-----|
| (1) | 柔 | 道 | 初段以上 | 黒 | 帯 |
| | | | 1級以下 | 白 | 帯 |
| (2) | 剣 | 道 | 初段以上 | 黒 | 面ひも |
| | | | 1級以下 | 白 | 面ひも |

（段級審査）

第4条 奈良県警察本部長は、柔、剣道の段級審査を行うことができる。

第2章 段級審査の実施体制

（総括審査責任者）

第5条 警察本部に総括審査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括審査責任者は、段級審査の実施に関する必要な事務及び運営を総括する。

（審査責任者）

第6条 警察本部に審査責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。

2 審査責任者は、総括審査責任者の指揮を受け、段級審査の実施に関する必要な事務及び運営を行う。

第3章 段級審査

（段級審査の実施）

第7条 審査責任者は、総括審査責任者の指揮を受け、随時、段級審査を実施するものとする。

2 段級審査には、審査責任者（審査責任者が不在等の場合にあつては、警務部教養課術科指導室長又は術科指導官（奈良県警察術科訓練要綱の制定について（昭和50年3月例規第7号）第10に規定する術科指導官をいう。））が立ち会うものとする。

(審査の期日等)

第8条 審査責任者は、段級審査を実施しようとするときは、あらかじめ、審査の期日、場所、方法の細目その他実施上必要な事項を定め、所属長に通知するものとする。

(審査の要領)

第9条 段級審査において段の審査は、試合及び形について、級の審査は試合について行う。

2 試合は、別表第1から同表第4までに定める標準によるほか、実力、技の巧拙、気迫、姿勢及び態度について審査する。

3 形は、次に掲げるものについて行う。

(1) 柔道 投の形、固の形及び極の形のうち、段位により審査責任者が選択したもの

(2) 剣道 初級及び2段は「日本剣道形」の大太刀5本目まで、3段は同じく大太刀全部、4段及び5段は同じく大太刀、小太刀の全部

(審査の特例)

第10条 警察本部が主催する柔、剣道大会における試合成績及び試合内容が、前条第2項に規定する審査の基準に該当すると認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず試合の審査を免除することができるものとする。

(受験者名簿)

第11条 第8条の規定による通知を受けた所属長（警察学校入校中の者については、警察学校長）は、段級審査受験者名簿（別記様式）を作成し、審査責任者を經由して総括審査責任者に報告するものとする。

(合格者の決定)

第12条 審査責任者は、段級審査を行ったときは、昇段又は昇級の基準に該当する者を総括審査責任者に報告するものとする。

2 総括審査責任者は、審査責任者の報告に基づき、審査合格者を決定するものとする。

(他の審査機関への推薦)

第13条 総括審査責任者は、前条第2項の規定により決定した審査合格者を本人の希望により柔道は奈良県柔道連盟を通じて講道館に、剣道は奈良県剣道連盟を通じて全日本剣道連盟に推薦することができる。

附 則

1 この訓令は、昭和35年1月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に講道館、全日本剣道連盟、旧武徳会の段級位を有する者またはこの訓令施行後において新たに講道館、全日本剣道連盟の段級位を有することとなった者は、この規程による審査に合格したものとみなす。

附 則 （平成 8 年12月17日本部訓令第22号）

この訓令は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成19年 4 月26日本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年 4 月26日から施行する。

附 則 （平成26年 5 月 8 日本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年 5 月 8 日から施行する。

（経過措置）

2 略

附 則 （平成27年10月21日本部訓令第12号）

この訓令は、平成27年10月21日から施行する。

別表第1

柔道昇段標準

試合成績	区 分				
	初段に進む者	2段に進む者	3段に進む者	4段に進む者	5段に進む者
1 抜群(5勝)					
2 優良(3勝以上)		約1年	約1年	約2年	約2年
3 良好(2勝以上)	約1年	1年以上	1年以上	2年以上	2年以上
4 (1勝)	約2年	2年以上	2年以上	3年以上	3年以上
5 (引分)	約3年	3年以上	3年以上	4年以上	4年以上

※年限は、受験時の段、級合格後の経過期間を示す。

備考

- 1 試合成績抜群の者は、年限にかかわらず1階級昇段させることができる。
- 2 試合成績優良の者は、初段受験者に限り、経過年限にかかわらずその試合内容、平素の訓練状況を考慮して、1階級昇段させることができる。
- 3 試合成績が抜群で、総括審査責任者が認定した者については、実力相当段位に編入して再試合を行わせ、その成績がなお優良な場合は、該当の段位に昇段させることができる。

別表第2

柔道昇級標準

試合成績	経過年限	摘 要
1 抜群(3勝)		
2 良好(1勝以上)		試合内容、平素の訓練、級位等修業内容を考慮して昇級させる。
3 (引分)	1年以上	その修業内容が良好と認められる者は昇級させる。
4 (負け)	2年以上	その修業内容が特に良好と認められる者は昇級させる。

備考

試合成績が抜群で、総括審査責任者が認定した者については、実力相当級位に編入して再試合を行わせ、その成績がなお良好な場合は該当級位に昇級させることができる。

別表第3

剣道昇段標準

試合成績	区 分				
	初段に進む者	2段に進む者	3段に進む者	4段に進む者	5段に進む者
1 抜群(90点以上)					
2 優良〔70点以上 89点まで〕		約1年	1年以上	2年以上	3年以上
3 良好〔60点以上 69点まで〕	約1年	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上

※年限は、受験時の段、級合格後の経過期間を示す。

備考

- 1 試合成績抜群の者は、年限にかかわらず1階級昇段させることができる。
- 2 試合成績優良の者は、初段受験者に限り、経過年限にかかわらずその試合内容、平素の訓練状況を考慮して、1階級昇段させることができる。
- 3 試合成績が抜群で、総括審査責任者が認定した者については実力相当段位に編入して再試合を行わせ、その成績がなお優良な場合は、該当の段位に昇段させることができる。

別表第4

剣道昇級標準

試合成績	経過年限	摘 要
1 抜群(90点以上)		
2 優良〔70点以上 89点まで〕		試合内容、平素の訓練、級位等修業内容を考慮して昇級させる。
3 良好〔60点以上 69点まで〕	1年以上	その修業内容が良好と認められる者は昇級させる。

備考

試合成績が抜群で、総括審査責任者が認定した者については、実力相当級位に編入して再試合を行わせ、その成績がなお良好な場合は、該当級位に昇級させることができる。

